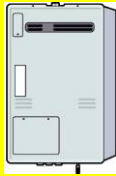


給湯器等の点検商法に



ご注意ください!

現在、静岡県内において、公的な点検事業者を思わせる会社名を名乗り、給湯器やガス設備等の点検を行い、「給湯器が古い・サビが付いている」等、消費者の不安をあおり、早期の交換を勧めることで高額な費用を提示する、不当な点検商法等が下記のとおり多数報告されております。
不審だと感じた場合は、まずはご契約のLPガス事業者にご相談ください。



CASE1	令和5年3月21日(火) 裾野市	CASE2	令和5年3月22日(水) 裾野市
<p>〇〇センターと名乗る会社から「ガス配線の点検をさせて欲しい」との電話連絡があり、お客様は契約しているLPガス会社と思点検を承諾。</p> <p>翌、同センターが訪問すると、<u>実際にはガス配線ではなく、灯油ボイラーの点検が行われ、早急に交換が必要とのことで70万円(最終的に27万円まで値引き)での交換を要求。</u> <u>お客様はボイラーが故障して火事になることを心配して、契約書(工事請負契約書)へ署名・捺印を行った。</u></p> <p>後日、親族が不審な点が多いことから同センターへ契約の断り(破棄)のため固定電話へ連絡を行ったところ、会社名も名乗らず担当者がいないとのことで、折り返しの電話連絡を希望したが、折り返しの電話はなく、再度電話をしたが繋がらなくなった。現在、クーリングオフを申請中。</p>		<p>〇〇センターと名乗る会社から「給湯器の点検に伺う」との電話連絡があり、後日、同センターがお客様宅を訪問。 <u>給湯器の点検が終わると、新たな給湯器への交換を勧めてきて、お客様も給湯器が故障するとガスが使えなくなるという不安から、契約書(工事請負契約書)へ署名を行った。</u></p> <p>後日、親族が詐欺にあったのではないかと不安に感じ、契約しているLPガス会社と警察に相談。 LPガス会社が確認したところ、<u>給湯器自体は、まだ十分に使用することができる物で、耐用年数も問題ない</u>とのこと。 一方お客様が、契約解除のため同センターへ電話連絡をしたところ一向に繋がらず、現在、文書によりクーリングオフの手続きを進めているとのこと。</p>	
CASE3	令和5年3月31日(金) 東伊豆町周辺	CASE4	令和5年3月中旬以降 下田市
<p>ある会社から、「<u>国で決められている給湯器の点検に伺いたい。費用は無償で行う</u>」との電話連絡があり、お客様は「国で決められた点検であれば…」と点検を承諾。</p> <p>後日、同社が訪問し、<u>点検を2、3分で終了すると、「サビが付いている」、「かなりの年数が経過している」と説明したことから、お客様は「給湯器に異常があっては困る」との不安を感じ、<u>工事請負契約書にサインをした</u>とのこと。(交換費用は35万円程度)</u></p> <p>その後、お客様が給湯器の交換をしたことについて不安を感じ、最寄りの警察署へ相談を行ったところ、契約書の内容に幾つか不備があったこと等もあり、クーリングオフ手続きを行うこととなった。</p>		<p>下田市内で〇〇保安協会と名乗る会社による、「給湯器点検」を騙った不審電話が複数件確認された。同保安協会は、消費者に「<u>給湯器が古く点検が必要</u>」との電話連絡を行い、<u>点検日時の約束を取り付けようとする</u>とのこと。なお、契約しているLPガス会社は〇〇保安協会への点検依頼は行っていないとのこと。</p>	
CASE5	令和5年3月中旬以降 伊東市		
		<p>伊東市内で〇〇センターと名乗る会社による、「給湯器点検」を騙った不審電話が複数件確認された。同センターは、消費者に「<u>給湯器の無償点検に伺う。敷地内に入るので連絡をした。メーカーから依頼され無償点検を行っている</u>」との電話連絡を行い、<u>点検日時の約束を取り付けようとする</u>とのこと。</p>	

※上記事案のほか志太地域では、「定期保安調査」を騙った不審電話も確認されており、この事案では、お客様が了解したところ、無言のまま電話を切られたということで、在宅確認を目的としているのではないかと懸念もあるため、十分ご注意ください。

※上記に関することについては、下記相談所でもご相談いただけます。

静岡県LPガスお客様相談所
 (一般社団法人静岡県LPガス協会内設置)

TEL : 0120-17-2680

受付時間

平時：8時30分～17時15分

LPガス事業者